

# 山口県報

平成 21 年  
12月22日  
(火曜日)



市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

## 山口県条例第五十五号

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(土木事務所設置条例の一部改正)

第一条 土木事務所設置条例(昭和二十三年山口県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表山口土木建築事務所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表萩土木建築事務所の項中「(阿東町を除く。)(」を削る。

(県税事務所設置条例の一部改正)

第二条 県税事務所設置条例(昭和二十五年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県税事務所の項中「、阿武郡阿東町」を削り、同表萩県税事務所の項中「(阿東町を除く。)(」を削る。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

### 目 次

条例	
市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例	一
県税事務所設置条例等の一部を改正する条例	三
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	四
山口県立衛生看護学院等条例の一部を改正する条例	五
山口県松陰記念館条例を廃止する条例	八

山口県知事 二 井 関 成

別表第五の一級の項中「山口市立柚野木小学校」を「山口市立柚野木小学校」に改め、「阿東町立嘉年小学校」を削る。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第四条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口警察署の項中「阿武郡のうち阿東町」を削り、同表山口県萩警察署の項中「のうち阿武町」を削る。

(山口県児童相談所条例の一部改正)

第五条 山口県児童相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表山口県中央児童相談所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山口県萩児童相談所の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

(山口県保健所条例の一部改正)

第六条 山口県保健所条例(昭和三十九年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口環境保健所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山口県萩環境保健所の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

(山口県立高等学校等条例の一部改正)

第七条 山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立防府商業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立徳佐高等学校	山	口	市
------------	---	---	---

別表中

山口県立徳佐高等学校	阿武郡阿東町
------------	--------

を削る。

(山口県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第八条 山口県家畜保健衛生所条例(昭和四十三年山口県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口県中部家畜保健衛生所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山口県北部家畜保健衛生所の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

(山口県青少年野外活動センター条例の一部改正)

第九条 山口県青少年野外活動センター条例(昭和四十九年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「阿武郡阿東町」を「山口市」に改める。

(山口県農林事務所設置条例の一部改正)

第十条 山口県農林事務所設置条例(平成十年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口農林事務所の項中「阿武郡阿東町」を削り、同表山口県萩農林事務所の項中「(阿東町を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(県税事務所設置条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 県税事務所設置条例等の一部を改正する条例(平成二十一年山口県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち土木事務所設置条例第二条第一項の表の改正規定中「防府市 阿武郡阿東町」を「防府市」に改める。

県税事務所設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第五十六号

県税事務所設置条例等の一部を改正する条例

(県税事務所設置条例の一部改正)

第一条 県税事務所設置条例(昭和二十五年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表防府県税事務所の項を削り、同表山口県税事務所の項所管区域の欄中「山口市」の下に「、防府市」を加える。

(山口県保健所条例の一部改正)

第二条 山口県保健所条例(昭和三十九年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県防府環境保健所の項を削り、同表山口県山口環境保健所の項所管区域の欄中「山口市」を「山口市 防府市」に改める。

(土木事務所設置条例の一部改正)

第三条 土木事務所設置条例(昭和二十三年山口県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表防府土木建築事務所の項所管区域の欄中「防府市」を「山口市 防府市 阿武郡阿東町」に改め、同表山口土木建築事務所の項を削り、同表宇部土木建築事務所の項所管区域の欄中「宇部市」を「宇部市 美祢市」に改め、同表美祢土木建築事務所の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(感染症診査協議会条例の一部改正)

2 感染症診査協議会条例(平成十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「山口県防府環境保健所、」を削る。

別表名称の欄中「山口県防府環境・山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症診査協議会」を「山口県山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症診査協議会」に改める。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十七号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二の項文書料に関する部分の次に次のように加える。

山口県立総合医療センター	一回につき	(八時間を超える駐車の場合にあつては、 百円)
--------------	-------	----------------------------

料 駐 車 場 使 用	<p>備 考</p> <p>1 駐車時間が三十分以内の場合においては、使用料を徴収しないものとする。</p> <p>2 八時間を超えて駐車した時間に一時間未満の端数があるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。</p>	<p>八時間を超える一時間ごとに百円を加算した額)</p>
----------------------------	---	-------------------------------

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県立衛生看護学院等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第五十八号

山口県立衛生看護学院等条例の一部を改正する条例

第一条 山口県立衛生看護学院等条例（昭和四十五年山口県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保健師、助産師及び」及び「並びに養護教諭」を削る。

第三条第一項の表保健学科の項及び助産学科の項を削る。

第二条 山口県立衛生看護学院等条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第二看護学科の項を削る。

第二条 山口県立衛生看護学院等条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 山口県立萩看護学校条例

- 第二条の表山口県立衛生看護学院の項を削る。  
第三条第一項を削り、同条第二項を同条とする。  
第四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。  
第六条中「学院及び」を削る。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第二条の規定並びに附則第四項及び第七項の規定 平成二十四年四月一日
  - 二 第三条の規定並びに次項、附則第五項、第八項及び第十項の規定 平成二十五年四月一日
- (山口県立衛生看護学院の存続に関する経過措置)
- 2 山口県立衛生看護学院(以下「学院」という。)は、第三条の規定による改正後の山口県立萩看護学校条例第二条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日に当該学院に在学する者が当該学院に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- (学院の保健学科等の存続に関する経過措置)
- 3 学院の保健学科及び助産学科は、第一条の規定による改正後の山口県立衛生看護学院等条例第三条の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日にこれらの学科に在学する者がこれらの学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 学院の第二看護学科は、第二条の規定による改正後の山口県立衛生看護学院等条例第三条の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 5 学院の第一看護学科は、第三条の規定による改正後の山口県立萩看護学校条例第三条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- (山口県使用料手数料条例の一部改正)
- 6 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表三の項授業料に関する部分中	保健学科	一年につき	十二万円
助産学	科	一年につき	十二万円

を

削り、同項入学試験料に関する部分を削る。

7 山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表三の項授業料に関する部分中	第二看護学科	一年につき	十万八千円
-----------------------	--------	-------	-------

を

削る。

8 山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表三の項を次のように改める。

三 削除

別表第一の5の表四の項の備考の部分の部分を次のように改める。

備考

- 1 次に掲げる場合においては、その学期の授業料を徴収しないものとする。
  - 一 休業が全一学期にわたるとき。
  - 二 休学が全一学期にわたるとき。
  - 三 伝染性を有する疾病のため出席停止が全一学期にわたるとき。
- 2 月の中途から又は中途まで使用する場合のその月の学生寮使用料の金額は、日割計算の方法によつて算定する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

9 平成二十三年三月三十一日に学院に在学し、引き続き在学する者に係る授業料の額は、前三項の規定による改正後の山口県使用料手数料条例別表第一の5の表三の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成二十一年十二月二十二日発行

発行人所

山口県知事庁

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

10 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

山口県松陰記念館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第五十九号

山口県松陰記念館条例を廃止する条例

山口県松陰記念館条例(平成四年山口県条例第二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十二年三月一日から施行する。